

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月25日
【事業年度】	第21期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
【英訳名】	Advantage Risk Management Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥越 慎二
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03 - 5794 - 3800
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 栗原 直彦
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03 - 5794 - 3800
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 栗原 直彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	2,727,819	2,857,353	3,964,256	4,482,585	4,897,563
経常利益 (千円)	295,886	240,117	630,224	827,231	926,590
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	158,050	164,352	424,016	564,444	614,854
包括利益 (千円)	159,414	161,080	424,016	564,444	614,854
純資産額 (千円)	1,606,808	1,756,554	2,158,954	2,675,989	2,890,190
総資産額 (千円)	2,860,325	2,980,411	4,157,709	4,648,181	5,014,921
1株当たり純資産額 (円)	93.40	100.83	123.16	152.34	166.76
1株当たり当期純利益 (円)	9.32	9.62	24.83	33.02	36.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	9.26	-	-	32.80	36.00
自己資本比率 (%)	55.8	57.8	50.6	56.2	56.3
自己資本利益率 (%)	10.3	9.9	22.2	23.9	22.6
株価収益率 (倍)	60.03	46.25	39.48	42.68	23.73
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	473,840	465,792	1,296,965	809,196	1,051,571
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	295,562	354,681	142,178	363,863	176,418
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	42,585	27,616	42,893	75,257	427,429
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	613,235	696,083	1,807,976	2,178,052	2,625,776
従業員数 (人)	181	192	209	257	280
(外、平均臨時雇用者数)	(11)	(22)	(31)	(34)	(32)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3. 第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第20期が第19期より従業員数が48人増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	2,745,961	2,879,353	3,979,696	4,492,935	4,911,423
経常利益 (千円)	311,173	234,677	625,408	823,375	921,143
当期純利益 (千円)	175,449	137,263	419,896	561,067	610,730
資本金 (千円)	283,944	283,944	283,944	314,241	347,245
発行済株式総数 (株)	8,540,200	8,540,200	8,540,200	17,154,200	17,234,600
純資産額 (千円)	1,615,200	1,741,129	2,139,409	2,653,067	2,863,144
総資産額 (千円)	2,863,160	2,968,005	4,138,015	4,628,363	4,990,547
1株当たり純資産額 (円)	93.89	99.93	122.01	151.01	165.17
1株当たり配当額 (円)	4.0	5.0	13.5	9.0	10.0
(うち1株当たり 中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	10.35	8.04	24.58	32.82	35.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	10.28	-	-	32.60	35.76
自己資本比率 (%)	56.0	57.5	50.4	56.0	56.0
自己資本利益率 (%)	11.4	8.3	22.2	24.0	22.7
株価収益率 (倍)	54.08	55.37	39.86	42.93	23.89
配当性向 (%)	19.3	31.1	27.5	27.4	27.8
従業員数 (人)	180	191	205	251	273
(外、平均臨時雇用者数)	(11)	(22)	(31)	(34)	(32)
株主総利回り (%)	91.2	72.9	160.8	231.8	144.1
(比較指標：TOPIX) (%)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	1,701	1,829	1,869	1,515	1,510
			1,008		
最低株価 (円)	850	850	790	752	848
			944		

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3. 第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第20期が第19期より従業員数が46人増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

5. 最高・最低株価は、2017年3月16日より東京証券取引所市場第二部、2017年12月7日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所JASDAQにおけるものであります。

6. 印は、株式分割(2017年4月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

2【沿革】

年月	事項
1995年1月	(株)アドバンテッジインシュアランスサービスを設立し、団体長期障害所得補償保険（以下GLTD）の取扱開始
1999年3月	事業拡大に合わせ、グループ統括会社として(株)アドバンテッジリスクマネジメント（現当社）を設立
1999年6月	(株)日本長期信用銀行（現(株)新生銀行）より長栄(株)の営業譲渡を受け、(株)長栄アドバンテッジを設立
1999年9月	(株)日本債券信用銀行（現(株)あおぞら銀行）より九段エージェンシー(株)の営業譲渡を受け、(株)九段アドバンテッジを設立
2000年6月	欧州型取引信用保険（クレジットインシュアランス）の取扱開始
2000年7月	ライフプラン分野への事業展開に伴い(株)アドバンテッジライフプランニングを設立
2000年7月	(株)新生銀行より(株)長栄アドバンテッジへ5%資本参加を実施
2002年4月	本社オフィスを、東京都港区芝公園から現在地（目黒区上目黒、中目黒GTタワー）に移転
2002年8月	従業員のメンタルヘルスサポートサービス「アドバンテッジEAP（Employee Assistance Programの略）」の開発・提供で東京海上メディカルサービス(株)（現東京海上日動メディカルサービス(株)）と業務提携し、本格的にサービスの提供を開始
2002年11月	(株)イーケーシーより保険代理業の営業譲渡を受ける
2003年1月	(株)セントラル保険エージェンシーより生命保険部門の営業譲渡を受ける
2003年7月	(株)九段アドバンテッジを東京海上火災保険(株)（現東京海上日動火災保険(株)）に売却
2003年9月	企業基盤の強化と競争力の強化を図るため、(株)アドバンテッジインシュアランスサービスと(株)長栄アドバンテッジを合併
2004年2月	アドバンテッジリスクマネジメントグループの機能整理の一環として(株)アドバンテッジライフプランニングを解散
2004年8月	事務アウトソースに参入するため、(株)アイ・ビー・コーポレーションに資本参加
2004年9月	(株)アプラス及び関連会社より保険代理部門の営業譲渡を受ける
2006年1月	株式交換により、(株)アドバンテッジインシュアランスサービスの100%子会社化を実施
2006年3月	(株)オーエムシーカード（現(株)セディナ）と共同出資で(株)エフバランスを設立
2006年12月	大阪証券取引所ヘラクレス（現東京証券取引所JASDAQ）に株式を上場
2007年10月	(株)フォーサイトの100%子会社化を実施
2008年2月	(株)アイ・ビー・コーポレーションの100%子会社化を実施
2008年3月	(株)ライフバランスマネジメントの100%子会社化を実施
2008年4月	関連会社(株)エフバランスの解散
2008年10月	完全子会社である(株)アドバンテッジインシュアランスサービスを吸収合併
2009年2月	完全子会社である(株)アイ・ビー・コーポレーションを吸収合併
2009年10月	完全子会社である(株)フォーサイト及び(株)ライフバランスマネジメントを吸収合併
2009年10月	グループ内に研究機関として(株)ARM総合研究所を設立
2010年3月	企業における従業員の生産性向上と組織活性化のための包括的・総合的なメンタルヘルスケア支援プログラム「アドバンテッジタフネス」提供を開始
2010年7月	(株)イー・キュー・ジャパンより「感情知能（EQ）」といわれる理論を基にした検査、人材育成、組織分析等の事業の全部を譲り受け
2010年11月	EQ能力とストレス耐性の高い人材を見極めることのできる採用テスト「アドバンテッジインサイト」提供を開始
2011年3月	丸紅セーフネット(株)に対し保険代理部門の事業の一部を譲渡
2011年7月	中堅中小企業向けにサービス販売を行うビジネスパートナー（販売代理店）制度開始
2011年11月	中国・上海に当社100%出資の子会社優励心（上海）管理諮詢有限公司を設立
2013年4月	休業者管理サービス「H-ARM-ONY（ハーモニー）」提供を開始 メンタルヘルスに対応できる産業医・産業保健師の業務委託サービス提供を開始
2015年4月	労働安全衛生法改正（2015年12月施行）によるストレスチェック義務化を踏まえた法制化対応商品として新「アドバンテッジタフネス」提供を開始
2016年3月	優励心（上海）管理諮詢有限公司の清算終了
2017年3月	東京証券取引所市場第二部に市場変更
2017年12月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社アドバンテッジリスクマネジメント）、子会社1社（株式会社ARM総合研究所）により構成されております。

当社グループは、「人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を共に創る」という企業理念に基づき、メンタル不調の予防や不調者対応のみならず、エンゲージメント（仕事への熱意度）向上、人材採用・育成支援などポジティブサイドまでを総合的にカバーする「メンタリティマネジメント事業」、病気やケガで長期間働けなくなった方を経済的にサポートするGLTD（団体長期障害所得補償保険）制度の構築・運用支援を中心とした「就業障がい者支援事業」、個人や個人が働く場である企業の抱えるリスクに対してより良い保障あるいはスキームの商品を提案する「リスクファイナンス事業」を、主な事業として取り組んでおります。

なお、当社は、2018年8月に「中期経営計画2020」を策定いたしました。既存事業で培ってきた強みを活かして周辺領域へのビジネス拡大を推進することを基本方針とし、メンタリティマネジメント事業においては、健康経営・人材開発支援事業のプラットフォームを確立し、また、就業障がい者支援事業においては、仕事と疾病・育児・介護等との両立支援事業のプラットフォームを確立することにより、企業の生産性向上を実現するとともに人々が安心して働ける環境を整備することを経営ビジョンとした事業活動を展開しております。

各事業の概要は以下のとおりであります。

- **メンタルヘルスケア：ストレスチェック、カウンセリング、組織分析、ソリューションをパッケージで提供**
- **人材採用・育成：ストレス耐性とEQを軸とした採用適性検査、人材育成・組織活性化プログラムを提供**



各事業の内容は、次のとおりであります。なお、セグメント情報の区分と同一であります。

(1)メンタリティマネジメント事業

従業員のストレスと心の健康問題が深刻化する中、職場のメンタルヘルス対策を実施する企業数は増えていますが、既に対策を実施している企業において、メンタルヘルス不調による企業のコスト負担やリスクの軽減、不調発生の予防、組織の活性化などの具体的な成果があったと認識されているケースは、必ずしも多くありません。当社グループでは、「成果」にフォーカスを当て、各企業が抱える現状の課題と目指すべき方向性に応じて、アドバンテッジEAPやアドバンテッジタフネス、アドバンテッジインサイト、EQ研修プログラム等の各種サービスを通じて総合的なメンタルヘルス対策を提案します。

アドバンテッジタフネス

職場におけるメンタルヘルスケアの一次予防（健康増進と疾患の発生防止を目指すもので、一般的に「予防」とよばれているもの）に重点を置いたプログラム。従業員と組織のストレス状況下での「コミットメント」（＝対処すべき課題に積極的に取り組む行動様態、前向きに仕事に向かう姿勢）に着目し、従業員が前向きに充実感を持って仕事に取り組むために重要となるスキルや考え方を習得し、組織の課題を把握し活性化のための施策を推進することで、個人と組織のメンタルタフネス強化を実現するサービスです。個人のストレス状況と組織の活性度の診断と改善策のアドバイスをし、個人の診断結果に応じたストレス対処法やポジティブ思考の習得をサポートし、モチベーションを高めることを目的とした管理者及び一般職向け教育（eラーニング、集合研修）などのサービスを提供いたします。

アドバンテッジEAP

職場におけるメンタルヘルスの一次・二次（早期発見・早期治療）・三次予防（再発防止・復帰支援）を行うための包括的なプログラム。ココロの健康診断eMe（イーミー）で把握したメンタルヘルス予備軍に精神科医と臨床心理士が能動的に働きかけることで、早期発見、早期対応を実現するサービスです。メンタルヘルス不調の予防、ストレス管理や組織活性化につながる組織診断も充実し、復職支援、ポストベンション（事故・事件・災害発生時の事後フォロー）、メンタルヘルス研修、人事向け労務相談等のサービスも提供いたします。精神科医、認定産業医、臨床心理士などのクオリティの高い専門スタッフを擁する東京海上日動メディカルサービス㈱と共同運営を行っております。

アドバンテッジインサイト

右肩上がりの経済環境下での人材採用においては、順応性と性格が重視されてきましたが、変化の時代では、適応性と感情能力が求められています。今後の変化の時代における各企業の採用要件に「ストレス耐性の高さ」「コミュニケーション力(相手の感情を理解し、適切な行動をとれる力)」が重要となります。当社グループでは、新入社員のコミュニケーション能力不足と、ストレスを原因としたメンタル不調による「早期休職・早期退職」が増加している背景から、適応能力とポテンシャルの高い人材を見極めるための「アドバンテッジインサイト」を提供しております。アドバンテッジインサイトは従来型の性格適性検査では測れなかった変化適応能力であるEQとストレス耐性の指標を用いて、変化に強くタフな人材を選抜するために効果的な採用検査です。入社後の「成果」につながるポテンシャルを数値化することで、近年増加している採用後の課題を軽減するサービスです。

EQ研修プログラム

EQを活用することにより、企業の人材が活性化します。EQの理論を理解するEQ概論セミナー、EQ検査の結果から行動特性を読み取るEQプロファイリングセミナー、EQを伸ばすEQ能力開発プログラム、コミュニケーション手法、フィードバック手法、アサーションなど、EQを基軸とした能力開発のメソッドを用意し、研修によって人材育成をトータルに行います。これらの研修メソッドは企業のニーズに則し、効果的に組み合わせることで管理者研修などで提供いたします。また、自分で必要なEQを伸ばすためのセルフスタディプログラムなどの研修も提供しております。

産業医・産業保健師の業務委託サービス

「労働安全衛生法の一部を改正する法案」において、職場のメンタルヘルス対策強化のために労働者に対する医師又は保健師等によるストレスチェックや、希望する労働者への医師面談の実施が義務付けられています。今後想定される大きな課題として、労働者のメンタルヘルスを適切にケアできる医師が不足することが指摘されています。メンタルヘルス対応が求められる業務は複雑かつ難易度が高く、昨今従業員との訴訟等、社会的にも重要度が高い課題となっています。このサービスはメンタルヘルスに対応できる専門チームが、法定・法定外の産業保健業務をトータルサポートします。

(2)就業障がい者支援事業

就業障がい者支援事業では、就業不能発生時の金銭面の支援及び事務業務、復職に向けた人事担当者、就業障がい者本人の支援を行っており、支援内容によりGLTD販売、付帯サービス及びH-ARM-ONLY（ハーモニー）の3つに大別されます。

GLTD販売

病気や怪我により長期間働けなくなった場合は、収入が大幅に減少するため、本人及び家族の生活に大きな影響を与えることとなります。そのリスクをカバーするために、従業員が長期間働けなくなった際に最長定年まで給与の一定割合を補償する保険を、企業を通じて従業員に提供しております。加入形態としては企業が福利厚生の一環として負担する一括部分と、従業員が任意で加入する上乘せ部分の2層構造となっております。

付帯サービス

就業障がい者の復職支援にあたっては、初動時の対応から職務復帰に向けてのケアが必要となります。そのため、適切な医療に加えて、職務復帰に必要な能力を取り戻すための「職業リハビリテーション」のノウハウを踏まえた専門的なサポートが重要となりますが、この部分は「医療」と「労働」のはざまにあたり、適切なフォローが受けられないケースが多くみられます。

当社は、人事コンサルタント、臨床心理士、キャリアカウンセラー、精神保健福祉士などの専門的スタッフを取揃え、様々な就業障害原因についての対応が可能な体制を構築しております。また、休職期間、復職準備期、復職判定、リハビリ入社、復職後というプロセスにおいて、就業障害発生の段階から回復までを視野に入れた計画に基づき、休職者が発生した際に人事担当者及び休職者に対して、一貫したサービスを提供しております。

当社では、GLTDを1995年より取り扱っていることから、就業困難に関する情報を蓄積しており、当社が代理店としてGLTDを提供している団体（企業、労働組合等）に対して、保険金請求手続き事務を含む復職支援サービスを提供しております。

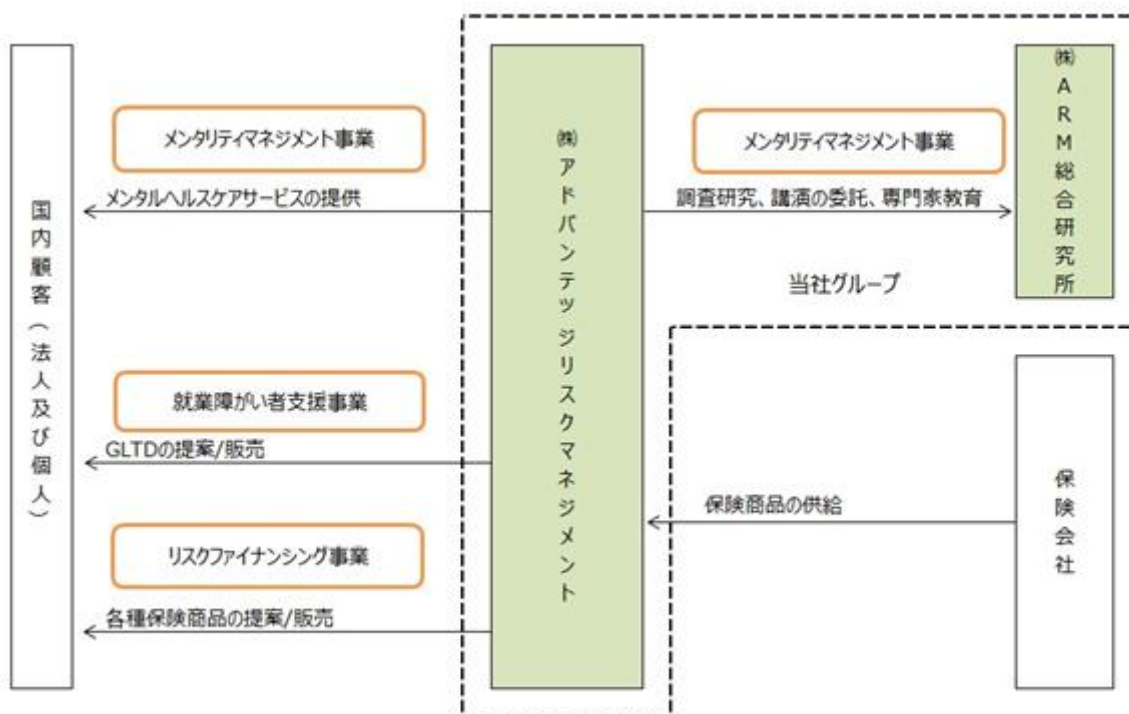
H - A R M - O N Y (ハーモニー)

休業者・復職者管理業務は、偶発的に発生することに加え、産休・育休、傷病、メンタル疾患など、休業の理由によって必要な書類や手続きが異なるため、企業・団体の人事部門の負担は大きくコストもかかります。「H - A R M - O N Y (ハーモニー)」は、「システムによるサポート」と「専門家による代行」により、多岐にわたる休業者・復職者管理業務を支援し、人事部門の負担とリスクを軽減します。メンタル・フィジカルの傷病、育児・介護休業など全ての休業種類に対応し、休業者・復職者の情報や必要な諸手続きの進捗状況などを一元的に管理し、今まで手作業中心だった煩雑な管理業務を大幅に効率化します。

(3)リスクファイナンス事業

リスクファイナンス事業は、主に個人に対して保険加入/保険の見直しのサービスを提供し、企業に対して企業が抱える様々なリスクへの対策として、様々な保険商品を提供しております。損害保険会社12社、生命保険会社7社と代理店契約を結ぶことにより、さまざまなニーズに対応した保険商品を提供できる体制を構築しております。個人に対する保険の提供においては、企業の職域を通じて加入する団体扱いという形式を主力としており、電話やメール、郵送により手続きが行える体制となっております。

事業の系統図は以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ARM総合研 究所 (注2)	東京都 目黒区	10,000	メンタリティマネジ メント事業	100	役員の兼任あり。 当社が業務を委託しております。 当社に間接業務等を委託しております。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
メンタリティマネジメント事業	173	(26)
就業障がい者支援事業	57	(3)
リスクファイナンス事業	5	(1)
全社(共通)	45	(2)
合計	280	(32)

(注) 1. 従業員数は就業人員(連結会社外から当連結会社への出向者を含んでおります)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
273 (32)	37.1	5.0	5,816

セグメントの名称	従業員数(人)	
メンタリティマネジメント事業	172	(26)
就業障がい者支援事業	57	(3)
リスクファイナンス事業	5	(1)
全社(共通)	39	(2)
合計	273	(32)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは「人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を共に創る」という企業理念に基づき、企業と働く人々を取り巻く様々なリスクや課題を解消するための解決策を総合的に提供することを目指した事業展開を行っております。また、上記の企業理念に加え、「企業に未来基準の元気を！」というコーポレートメッセージを踏まえ、企業の健康経営推進への取り組みを支援してまいります。

なお、事業展開を進めるにあたっては3つの点を重視しております。

第一に、お客様の視点に立った本当の意味での付加価値のあるリスクマネジメント商品・サービスを提供してまいります。これまで、保険を中心としたリスクマネジメントの領域では、サービス提供者主導のもと、必ずしもお客様中心ではない考え方が一般的でした。提供者側の論理にとらわれず、お客様の本当のニーズに根ざした、本当の意味での付加価値を提供することが当社グループの原点と考えます。

第二に、一部の人のだけでなく、様々な環境や状況に置かれた多くの人に商品・サービスをお届けします。どんなに優れた商品・サービスであったとしても、それが一部のみにしか利用されないのでは、不十分であると考えます。様々なアプローチ方法を活用し、多くの方に商品・サービスをお届けすることが当社グループの使命と考えます。

第三に、長期間にわたって、安定的に商品・サービスを提供できる事業体制を構築します。どんなに良いサービスでも、長期にわたって、安定的にお客様に提供しつづけられなければ意味はないと考えます。サービス対価として相応の収益を得て、それを安定した事業体制構築に充ち、結果としてお客様、従業員、株主等すべてのステークホルダーにとってメリットを提供しつづけることが重要と考えます。

(1) 目標とする経営指標

当社グループでは、各事業において提供している各種サービスを多くの方に提供し、かつ、長期にわたって提供することを基本方針とし、事業規模の拡大と収益性の向上が当面の間重要な課題と認識しております。従いまして、連結売上高と連結売上高経常利益率を重要な経営指標として位置付け、当該指標の向上に努めたいと考えております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、「人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を共に創る」を企業理念としております。この企業理念の実現を目指し、2018年8月にスタートした中期経営計画の下、既存事業の周辺領域における新たなビジネスの構築を図ることにより、“健康経営・人材開発・両立支援プラットフォームの確立”を推進してまいります。また、予測されるビジネスチャンスの拡大に積極的に取り組むとともに、経営環境の変化に機敏に対応すべく、経営管理体制の向上を図りつつ、以下の諸施策を実施してまいります。

第一に、当社の中核事業であるメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業については、積極的に投資を行い、競合他社との差別化をより一段と強めるとともに、シェア拡大に取り組んでまいります。

第二に、業務提携やM&Aを積極的に行い、既存事業の強化を図るとともに、その周辺分野への展開を図ります。また、既存事業とシナジーの高い事業の拡大や新規サービスの事業化の確立も積極的に行います。

第三に、事業の拡大を支えるための経営管理体制及び適切な事業運営を支えるための内部統制体制を整備するとともに、事業運営を担うマネジメント層の育成を図ります。

各事業の当面の重点取組課題は以下のとおりです。

メンタリティマネジメント事業

主にメンタル不調による就業不能発生の予防や職場の高ストレス者に対応するためのメンタルヘルスクエアにとどまらず、組織や個人に対して生産性向上の観点からポジティブサイドのアプローチも行う事業として推進しております。労働安全衛生法の一部改正を契機として新規参入企業が増加する中、市場のニーズに対応した新商品を適時に投入し、競合他社との差別性を確保しつつ、シェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1) 企業のストレスチェック義務化への対応

法制化にフルラインアップで対応するアドバンテッジタフネスシリーズの安定的運用を図るとともに、顧客要望等を踏まえた上で、提供するサービスのクオリティ向上に取り組んでまいります。

2) 大企業マーケットの顧客基盤拡大

一定の規模以上の顧客に対して、外部チャネルの積極的な活用やセミナーの開催をはじめとしたマーケティング活動等の様々な手段により継続的にアプローチを行い、積極的な営業展開を図ってまいります。

3) ミドルマーケットの開拓

中堅企業に対して、多様な商品・サービスを個々のニーズに応じて提案し、ミドルマーケットにおける新規顧客開拓を推進してまいります。

4) 地方マーケットの開拓

地方拠点の営業リソースや販売チャネルを活用し、地方の新規顧客開拓を積極的に推進してまいります。

5) 効率的なオペレーション体制の構築

導入企業数、対象従業員数の拡大に伴う課題として、業界トップレベルの品質である商品・サービスを安定供給するためにも、オペレーション体制の更なる効率化に取り組んでまいります。

就業障がい者支援事業

就業障がい者支援事業で展開しているサービスについては、競合他社との差別化を意識した開発を行っておりますが、競争が激しくなる市場において、優位性を確保しつつシェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1) GLTD販売

イ. 新規顧客の獲得の強化

一定の規模以上の顧客に対して、GLTDに注力しているパートナー企業との連携や積極的なマーケティング活動等、様々な手段によりアプローチを行います。第4類団体（共通目的をもつ者により組織される会員団体）への本格展開等、より一層の新規顧客の獲得活動に取り組んでまいります。

ロ. ミドルマーケット参入のための基盤づくり

ミドルマーケット参入のため、同マーケット向けの商品開発、中堅企業との取引に業務基盤を有する企業との提携に取り組んでまいります。

ハ. 新たな優位性の確立

GLTDの普及が進むことによって、これまでの実績や知見・ノウハウ面での優位性が相対的に低下していくことが考えられるため、新たな優位性の確立に取り組んでまいります。

2) 既存サービスの高度化

付帯サービスとして提供していた企業担当者及び退職者双方に対するサポートサービスについて、システムを刷新してサポート範囲及びサービスラインアップの拡充を図り、よりメリットのあるサービス開発及び提供を行ってまいります。

リスクファイナンス事業

当該事業は成熟したマーケットを対象としております。また、当事業では職域等のチャネルを通じて主に個人に対してサービス提供も行っており、適切な募集体制の構築に取り組むことや提供するサービス及びオペレーション体制を適宜見直すこと等により、効率的な業務運営を行うことが重要な課題と考えております。

2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態及び株価など、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

当社グループはこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、当社グループの株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、ご注意ください。

(1)事業に関するリスクについて

社会的要因の影響について

当社グループの事業は、昨今の社会問題意識の高まりや環境の変化を受けて、各種サービスの開発及び提供を行っております。例えばメンタリティマネジメント事業におけるメンタルヘルスケアサービスは精神疾患による労災認定件数の増加や企業における心の病は増加傾向にあるという認識、就業障がい者支援事業は死亡のリスクから生きるリスクへの備えへの変化、人事部門における福利厚生関連事務など主要業務以外のアウトソースの促進、リスクファイナンス事業は公的保障への期待の低下と生活保障準備に対する高い自助努力意識といった要因が事業の促進に影響を与えております。

これらの社会的要因は今後も当社グループの事業にプラスの方向に変化していくものと考えており、こういった変化を捉えて事業を拡大発展させていく予定ですが、何らかの理由により社会的要因が当社グループの事業にマイナスの影響を与える方向に変化した場合、またはこういった社会的要因の変化に当社グループが十分な対応を取れなかった場合に、当社グループの事業及び経営成績などに影響を与える可能性があります。

法的規制について

当社グループが行っている事業には、法的規制を受けている事業があります。

就業障がい者支援事業におけるGLTD販売及びリスクファイナンス事業は、保険業法及びその関連法令並びにそれに基づく関係当局の監督等による規制、さらには社団法人生命保険協会及び社団法人日本損害保険協会による自主規制を受けた保険会社の指導等を受けて事業を運営しております。また、保険募集に際しては、上記「保険業法」の他、「金融商品取引法」、「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）、「消費者契約法」、「不当景品類及び不当表示防止法」（景表法）等の関係法令を遵守する必要があります。当社グループは、社内にコンプライアンス専任者を設置するとともに、各部にコンプライアンス担当者を設置し、これらの法令遵守に努めております。しかしながら、保険契約者、関係当局その他の第三者から、当社グループの行為について、法令違反などの指摘を受ける可能性を完全に否定することはできず、関係当局等により法令違反と判断された場合は、登録取り消し等の罰則の適用を受ける可能性があります。その場合、当社グループの事業及び事業の継続性自体が重大な影響を受ける可能性があります。また、これらの法令や規制、制度等が変更された場合には当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

なお、メンタリティマネジメント事業につきましては、当社グループとしては現状において直接的に当社の事業に係る法的規制は認識しておりませんが、今後当該事業に影響する何らかの規制を認識した場合には、適宜適切な対応を行っていく予定です。

以上のような当社グループに対する直接的な法的規制のほか、保険会社に対する関係当局の監督等により保険会社自身が行政処分を受けた場合、処分内容（商品の販売停止等）が保険会社だけでなく、行政処分を受けた保険会社の代理店全般に及ぶ場合があります。当社グループでは複数の損害保険会社及び生命保険会社と代理店契約を結び、継続的にサービス提供が可能な体制を構築しておりますが、保険会社に対する処分内容によっては当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

個人情報の取扱について

当社グループでは事業上、メンタルヘルスのチェック結果やカウンセリング情報といった個人情報の取り扱いがあり、個人情報の中でも機微情報とよばれる情報を多く扱っております。2017年5月30日には改正個人情報保護法が施行されたことにより要配慮個人情報の概念（及び要配慮個人情報取得に際して事前の同意取得の必要性）が定められ、本人の同意を得ることが義務化されました。改正に対しては、個人情報保護法を引き続き遵守すると共に顧問弁護士等との連携により法令順守に努めております。また、2017年9月JIS Q 15001個人情報マネジメントシステムに加えISO/IEC27001情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、情報セキュリティ対策強化を図りました。しかしながら、万一人為的、機械的その他何らかの理由により個人情報の漏洩が発生し、当社グループが適切な対応をとれない場合、当社グループのイメージ悪化や事業に影響を与える可能性があります。

システム障害について

当社グループの各事業は、サービス提供にあたり積極的にシステムを活用しております。そのため、地震や水害等の自然災害、火災・電力供給の停止等の事故あるいはコンピュータウイルス等の外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等により、ネットワークの切断、機器の作動不能や誤作動等の事態が生じた場合に、当社グループの事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては、このようなリスクを回避するため、システム投資を今後も継続的に行うとともに、外部の専門サービスを積極的に活用していく予定であります。このような取り組みにもかかわらず何らかの要因でシステムに障害が発生した場合、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

システム（ソフトウェア）の減損損失の可能性について

当社グループの各事業は、サービス提供にあたり積極的にシステムを活用しており、顧客のニーズに対応したシステムの開発や業務管理用のシステムの開発投資を行っております。今後事業環境の変動により、各事業が保有するシステムを利用したサービスの収益性が著しく低下し、投資額を回収できなくなった場合には、減損損失が発生し当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

メンタリティマネジメント事業について

1) サービス内容について

当社グループでは、これまでのメンタルヘルスケア事業を、単なるメンタルヘルスケアに止まらず、組織や個人に対して生産性向上の観点からポジティブサイドのアプローチも行う事業として再定義し、メンタルヘルスケア事業を発展させた「メンタリティマネジメント事業」を推進しております。ポジティブサイドのアプローチとしましては、具体的には「エンゲージメント尺度」に基づいたソリューションの開発・提供等を行っております。一方で、従来のメンタルヘルスケアサービスとして、一次予防を中心としたメンタルタフネスの向上のためのサービスの提供、タイムリーかつ幅広い相談内容に対応できるカウンセリングサービスの提供、WEBや紙による診断テスト及び専門的な医師・臨床心理士等のサポートにより早期発見・早期対応が可能なサービスの提供を実施しております。いずれのサービスにつきましても、導入したサービスの利用率や休職率等の成果指標が鍵となります。成果指標を改善するためのツールの改善や高品質のカウンセリングの維持、個人へのフィードバック内容の充実等の取り組みを行っておりますが、これらの指標が低下した場合、顧客の満足度減少につながり、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

2) 競合について

メンタリティマネジメント事業は、今後も成長性が見込まれておりますが、競合他社が増加しております。その中で当社グループは、サービスレベルや専門性の点で優位性を確保しているものと認識しております。しかしながら、将来において、競合による画期的な技術やサービスが開発されることにより、当社グループの優位性が失われた場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

3) 提携先との関係について

アドバンテッジEAPにつきましては、当該サービスの提供を東京海上日動メディカルサービス株式会社と共同で行っておりますが、仮に同社との運用体制の見直し等が発生した場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。また、WEB上で行っているサービスについては、システムの開発及び運用に関してシステム会社に委託をしておりますが、システム会社が業務を円滑に遂行できない状況に陥った場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

就業障がい者支援事業について

1) サービス内容について

イ. GLTD販売

当社グループが当該事業で主力とするGLTDは、企業による費用負担と加入する従業員による費用負担を前提として導入される福利厚生制度となっております。また、導入後は当該制度への加入に関する募集活動を行うことにより、加入者数の向上を図っております。企業が費用の一部負担を行うかどうかはその後の募集による加入率に影響を与えるため、当社グループでは一部負担での導入を積極的に推進しております。しかし、経済環境などにより企業負担の導入が難しくなる可能性もあります。また、十分な加入率を確保することが出来ない場合に募集費用の負担がかさむことや、制度自体の見直しを図られる可能性もあります。これらの要因により当社グループの事業及び経営成績等が影響を受ける可能性があります。

ロ. 付帯サービス

当社グループでは、GLTD契約の付帯サービスとしての復職支援サービスを提供しております。当該サービスについては、対象となる発生者が限られているため個別企業によっては利用の機会が限られるケースもあります。また、保険契約の付帯のため、保険契約自体の見直しにより顧客が減少する可能性もあります。これらの要因により、経営成績が影響を受ける可能性があります。

2) 競合について

イ. GLTD販売

当社グループはGLTDの販売を中心に事業を展開しておりますが、競合する保険代理店業界に関しては、競争が激しく集約化と廃業が急速に進んでおります。当社グループはM&Aにより規模を拡大するとともに、GLTDの販売以外の付随するサービス提供の開発を進める等専門性を高め、かつ、マーケットを保有する保険会社や事業会社と提携することにより、競争優位性を確保しております。しかしながら、競合が同様な専門性を持つようになることや、提携関係の見直し等により当社の優位性が失われた場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

ロ. 付帯サービス

当社グループで提供している付帯サービスは、比較的先行して事業展開を行ってきたため、サービスレベルや専門性の点で優位性を確保しているものと認識しております。新たな競合の出現や新たな技術やサービスが開発されることにより、当社グループの優位性が失われた場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

3) 提携先、業務委託先との関係について

イ. GLTD販売

当社グループは損害保険会社からの手数料収入という形で収益を確保することにより、顧客に対し安定的なサービス提供を図っております。しかしながら、万一取引保険会社の財政状態が悪化し、当該保険会社が破綻した場合、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

ロ. 付帯サービス

当社グループで提供している付帯サービスでは、復職支援サービスを提供しておりますが、今後契約内容の見直し等が生じた場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

リスクファイナンス事業について

1) サービス内容について

当社グループでは、個人に対して職域などのチャンネルを通じて、保険の加入・保険の見直し等のサービスを提供しております。また、企業に対して企業が抱える様々なリスクに対応する保険商品を提供しております。

個人に対する保険に関して、職域等において加入率向上に取り組んでおりますが、募集の結果十分な加入がなされない場合や定年退職等による職域からの離脱者の増加により、十分な加入率を確保することが出来ない場合に費用負担がかさむことや、募集実施自体の見直しが図られる可能性があります。

2) 競合について

リスクファイナンス事業では、代理店の競争が激しく集約化と廃業が急速に進んでおります。当該集約化等がなされることにより、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

3) 保険会社との代理店契約について

当社グループでは複数の損害保険会社及び生命保険会社と代理店契約を結ぶことで、顧客に対し安定的なサービス提供を図っております。しかしながら、取引保険会社の財政状態が悪化し、当該保険会社が破綻した場合、当該保険会社に係る当社グループの保有保険契約が失効・解約されること等により、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

また、当該事業においては、アフラック生命保険株式会社の売上が大きな比重を占めております。今後、上記理由等により当該保険会社に係る当社グループの保有保険契約が継続されない場合、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

(2) 当社の組織体制について

代表取締役社長への依存について

当社グループの創業者であり代表取締役社長である鳥越慎二は、当社グループの経営方針や戦略の決定をはじめ、取引先との交流等に重要な役割を果たしております。当社グループは、業容の拡大に伴い外部から高い能力の人材を確保するとともに、内部昇進や権限委譲により、鳥越慎二に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。しかし、何らかの要因により鳥越慎二が業務執行することが出来ない事態が生じた場合には、当社グループの事業及び経営成績、その後の事業展開などに影響を与える可能性があります。

事業体制について

当社グループは、2019年3月末現在、執行役員6名、監査役3名、従業員276名の体制であります。現在、今後の業容拡大にも対応できるよう、組織改革ならびに社内規程の見直しを進め、内部管理体制の充実に努めておりますが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に対応が出来なかった場合は、結果として当社グループの事業遂行及び拡大に影響を与える可能性があります。

人材の確保について

当社グループが今後成長していくためには、法人顧客へ適切な提案を行う営業担当者、業務効率改善を進めることのできる事務担当者、各事業の専門分野に精通した専門家等、事業拡大のために人材の確保が必要不可欠と考えております。当社グループは現在、中途採用を中心に新卒採用も含めて採用活動を行っておりますが、当社グループが求める人材が十分に確保できなかった場合、あるいは現在在職している人材が流出するような場合には、当社グループの事業及び経営成績、その後の事業展開等に影響を与える可能性があります。

(3)その他

新規事業立上げに伴うリスクについて

当社グループは、創立当初からの主力事業である就業障がい者支援事業に加え、2000年以降メンタリティマネジメント事業や就業障がい者支援事業における付帯サービス等新規の事業及びサービスを順次立上げてきております。今後もこうした新規事業の立上げや運営を積極的に行うことを計画しておりますが、一方で事業採算性等を勘案した場合、当初期待した収益が得られない等の理由により当該新規事業からの撤退あるいは規模縮小等の経営判断をする可能性があります。このような場合、当社グループの事業及び経営成績、その後の事業展開等に影響を与える可能性があります。また、新規事業の立上げ等により、投資及び貸付を実施し、投資及び貸付先が順調に事業運営できなかった場合には、投資及び貸付金額に対する減損及び引当等の処理が発生し、当社グループの事業及び経営成績、その後の事業展開等に影響を与える可能性があります。

M & Aについて

当社グループは、M & Aを事業拡大や競争力強化のための一つ的手段として積極的に実施してきております。今後もこうしたM & Aを積極的に行うことを計画しておりますが、一方で実施したM & Aから当初期待した収益が得られない等の理由により、当社グループの事業及び経営成績、その後の事業展開等に影響を与える可能性があります。

M & Aに伴うのれんの償却及び減損損失の可能性について

当社グループは、事業規模の拡大や営業基盤の拡大により、収益性や競争力の向上を図るため、資本・業務提携等を実施しております。資本提携等により連結子会社化した株式の取得に伴って支払った対価と純資産価額との差額については、のれん等として資産に計上しております。なお、当連結会計年度末ののれんは、資産の部に198百万円計上しております。また、のれんはその超過収益力の効果の発現する期間にわたって均等償却を実施しております。

当社グループとしましては今後も積極的にM & Aを行う予定であり、譲受対価によっては償却費用が増加し、結果として当社の業績の変動を大きくする可能性があります。

また、のれん計上後の事業環境の変動により、のれんの超過収益力が著しく低下した場合には、減損損失が発生し当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

事業の売却等について

当社グループは、キャッシュ・フロー及び財務基盤の強化や事業の経営資源の集中等を図るため、事業の売却や保有契約の売却等を実施してきております。今後もこうした事業の売却等を当社の置かれている経営環境に応じて実施していくものと考えておりますが、当該事業の売却等による事業構造の変化等により、その後の事業展開等に影響を与える可能性があります。また、事業の売却等の実施前に、発生しうる損益インパクトやその他の事業に与える影響、様々なリスク等を考慮した上で、実施するものと考えておりますが、当該事業の売却等が当初の想定と異なる等により、当社グループの事業及び経営成績、その後の事業展開等に影響を与える可能性があります。

大株主による当社経営関与の状況について

2019年3月末現在における当社の株主のうち、株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下APという）の共同代表パートナーである笹沼泰助氏とFOLSOM RICHARD LEE氏は、併せて23.8%の株式を保有しております。これは当社の事業がAPの新規事業としてスタートをしたという経緯によるものでありますが、当社株式の議決権行使に関し、これら両者の利益は当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。また、現在は両氏ともに当社への経営関与は一切ございません。

配当政策について

当社は、当社グループが持続的に発展することに加え、株主への利益還元を行うことも経営上の重要な課題の一つであると認識しており、当期の業績及び資金の状況並びに株主への利益還元強化等を総合的に判断し、配当の実施について決定しております。したがって、当社の業績及び資金の状況等により、配当の実施及び配当額に影響を及ぼす可能性があります。

ストックオプションについて

当社グループは、当社の取締役及び従業員等に対し、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション（新株予約権）を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合は、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に緩やかな景気回復基調を継続いたしましたが、年明け以降、輸出や生産の一部に若干の減速感が見られ、長期化する米中の貿易摩擦問題や今後の消費税率引き上げによる景気減速懸念等、先行きの不透明感が高まる状況で推移いたしました。

このような経済状況の中、当社は、昨年8月に「中期経営計画2020」（2018年度～2020年度）をスタートさせ、既存事業で培ってきた強みを活かした周辺領域へのビジネス拡大を目指し、新たな商品開発やサービスラインアップの拡充に取り組みました。

当連結会計年度の売上高につきましては、メンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業が伸びいたしました。

一方、費用面につきましては、メンタリティマネジメント事業におけるソリューションビジネス強化のための諸施策実施費用のほか、今後の各事業分野の成長戦略を見据えた要員の先行配置による人件費等、経費負担が増加しましたが、これを増収効果がカバーし、売上高費用比率は低下いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,897百万円（前期比9.3%増）、営業利益は928百万円（前期比13.3%増）、経常利益は926百万円（前期比12.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は614百万円（前期比8.9%増）となりました。

報告セグメントの業績は以下のとおりです。

（メンタリティマネジメント事業）

当事業におきましては、単にストレスチェック義務化対応商品の提供先拡大にとどまらず、ストレスチェック後の個人のセルフケア支援策や組織診断結果に基づく職場環境改善策等、顧客企業の職場の活性化を図るための各種ソリューション商品の提案営業を推進いたしました。また、法制化3年目にあたり、企業におけるストレスチェック結果活用ニーズの高まりを受け、当社の知見とノウハウに基づくソリューション商品の開発を加速いたしました。

中期経営計画の重点課題である健康経営・人材開発支援事業につきましては、メンタルヘルスとフィジカルヘルスの融合を見据えた健診結果管理システムや、ストレスチェック及び健康診断双方のデータ分析結果に基づく健康経営支援サービスの提供を開始するとともに、勤怠データの分析結果に基づく退職・休職防止ソリューションを提供する勤怠分析サービスをリリースいたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、法制化対応商品「アドバンテッジタフネスシリーズ」に加え、ストレスチェック結果活用ニーズに対応した各種ソリューション商品の売上が伸び、増収となりました。費用面につきましては、サービス提供先及び利用者数増加に伴うオペレーション関連費用が増加したことに加え、中期経営計画を踏まえた新たな商品及びサービス開発体制の強化や、ストレスチェック後のソリューション商品提供に注力した営業活動への積極的な人的資源の投下を実施した結果、経費負担が増加いたしました。

これらの結果、メンタリティマネジメント事業の売上高は3,625百万円（前期比10.7%増）、営業利益は994百万円（前期比14.1%増）となりました。

（就業障がい者支援事業）

当事業におきましては、保険分野で有力企業との取引関係を有するマーケットホルダーや地方等の有力な保険代理店との連携強化を通じた効果的かつ効率的なGLTD（Group Long Term Disability：団体長期障害所得補償保険）の新規顧客開拓に注力いたしました。また、飛躍的に増加した当社のメンタルヘルスケアサービス導入企業へのGLTD販売体制の強化を行いました。一方、既存契約先へのアプローチといたしましては、顧客企業の人事部門等との協力関係の強化を図りつつ、任意加入者増加のための諸施策を実施するとともに、グループ企業へのGLTD制度導入の提案を推進いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、新規契約獲得が売上伸長に寄与いたしました。費用面につきましては、営業機能を強化し、販売体制とオペレーション体制の人員配置の見直しをした結果、人件費及び関連諸費用が増加いたしました。

これらの結果、就業障がい者支援事業の売上高は930百万円（前期比9.7%増）、営業利益は380百万円（前期比0.3%増）となりました。

(リスクファイナンス事業)

主に企業等に勤務する個人を対象として保険商品を販売している当事業におきましては、当連結会計年度の売上高は前期比で若干の減収となりました。費用面につきましては、効率的なオペレーション業務体制の維持によりコスト抑制に努めました。

これらの結果、リスクファイナンス事業の売上高は340百万円（前期比4.9%減）、営業利益は281百万円（前期比4.9%減）となりました。

なお、財政状態については、「(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 財政状態の分析」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は前連結会計年度末より447百万円増加し、2,625百万円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は1,051百万円（前期比30.0%増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が926百万円となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は176百万円（前期比51.5%減）となりました。これは主に、有形固定資産及び無形固定資産の取得に伴う支出が183百万円になったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は427百万円（前期比468.0%増）となりました。これは、配当金の支払が154百万円生じたことと、自己株式の取得による支出が316百万円になったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前期比(%)
メンタリティマネジメント事業(千円)	3,625,870	10.7
就業障がい者支援事業(千円)	930,809	9.7
リスクファイナンス事業(千円)	340,884	4.9
合計(千円)	4,897,563	9.3

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東京海上日動火災保険(株)	489,382	10.9	539,004	11.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末より366百万円増加し、5,014百万円となりました。流動資産は460百万円増加し、3,898百万円となりました。これは主に、当期間の経営成績の結果により現金及び預金が増加したことによるものです。固定資産は93百万円減少し、1,115百万円となりました。これは主に無形固定資産が償却により減少したことによるものです。

当連結会計年度末の負債は前連結会計年度末より152百万円増加し、2,124百万円となりました。流動負債は146百万円増加し、2,055百万円となりました。これは主に、未払法人税等が増加したことによるものです。固定負債は6百万円増加し、69百万円となりました。これは主に、本社の増床により資産除去債務が増加したことによるものです。

当連結会計年度末の純資産は前連結会計年度末より214百万円増加し、2,890百万円となりました。これは主に、当連結会計年度の経営成績の結果により利益剰余金が増加した一方で、自己株式の取得を実施したことによるものです。

なお、保険会社に帰属する保険料で当社の口座に残高のあるものについては、保険代理店勘定及び保険料預り金として対照勘定処理を行っております。これらを除いた場合の自己資本比率は61.8%となります。

経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は、前期比9.3%増の4,897百万円となりました。メンタリティマネジメント事業の売上高は、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック義務化に対応した企業向けサービス「アドバンテッジタフネス」の売上が伸長し、前期比10.7%の増収となりました。就業障がい者支援事業につきましては、新規契約獲得及び既存契約における加入者数増加等の要因により前期比9.7%の増収となりました。また、リスクファイナンス事業につきましては、前期比4.9%減と若干の減収となりました。

当連結会計年度の営業利益は、前期比13.3%増の928百万円となりました。これは、人件費等の費用負担が増加したものの、これを増収効果がカバーしたためによるものです。

当連結会計年度の経常利益は、支払手数料等の営業外費用を計上したことで、前期比12.0%増の926百万円となりました。

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、前期比12.0%増の926百万円となりました。

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等が増加したことにより、前期比8.9%増の614百万円となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、事業等のリスクに記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金の流れは、数ヶ月間の営業活動を実施の後、サービス提供に応じた売上が計上され、役務提供の開始後約1ヶ月後に現金が振り込まれる、という構造をとる事業が大半であり、資金の収支に関するタイムラグはあまり大きくはありません。その一方で、当社グループはM&Aの機動性を高めるために、ある程度手元流動性を厚めに保有しております。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益（926百万円）及び減価償却費（244百万円）の計上に対して、法人税等の支払（268百万円）等があり、1,051百万円の資金の増加となりました。一方、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得（70百万円）や無形固定資産の取得（112百万円）を主な要因として176百万円の資金の使用となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得（316百万円）及び配当金の支払（154百万円）があり、427百万円の資金の使用となりました。

この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は前連結会計年度末から447百万円増加し、2,625百万円となりました。

4【経営上の重要な契約等】

(1) メンタリティマネジメント事業

東京海上日動メディカルサービス株式会社との契約が該当します。

相手方	東京海上日動メディカルサービス株式会社
契約書名	共同事業に関する業務提携契約書
契約締結日	2002年4月1日
契約期間	契約締結日より1年間。但し、1ヶ月前までに当事者双方のいずれからも異議の申し立てのない場合は、1年ごとに自動的に更新される。
主な契約内容	メンタルヘルスケアに関わるサービスを共同開発、運営することに関する契約

(2) 就業障がい者支援事業

損害保険会社との代理店委託契約が該当します。一般的に、保険代理店委託契約は品目別に委託契約を結ぶという内容ではなく、代理店契約を結ぶことによって契約相手である保険会社が許認可を受け、販売している商品を原則扱うことが出来るという内容となっております。当社グループが保険代理店として代理店委託契約を結んでいる損害保険会社については、下記のとおりとなっております。

(3) リスクファイナンス事業

生命保険会社及び損害保険会社との代理店委託契約が該当します。一般的に、保険代理店委託契約は品目別に委託契約を結ぶという内容ではなく、代理店契約を結ぶことによって契約相手である保険会社が許認可を受け、販売している商品を原則扱うことが出来るという内容となっております。当社グループが保険代理店として代理店委託契約を結んでいる生命保険会社及び損害保険会社は、下記のとおりとなっております。

代理店委託契約状況

損害保険会社との代理店契約（12社）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
 A I G 損害保険株式会社
 共栄火災海上保険株式会社
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 C h u b b 損害保険株式会社
 チューリッヒ保険会社
 東京海上日動火災保険株式会社
 日立キャピタル損害保険株式会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 明治安田損害保険株式会社
 ユーラーヘルメス信用保険会社

生命保険会社との代理店契約（7社）

アフラック生命保険株式会社
 オリックス生命保険株式会社
 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
 第一生命保険株式会社
 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
 メットライフ生命保険株式会社

以上

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の主なものは、各種サービス提供に関連したソフトウェア開発等であり、総額200,193千円の設備投資を実施しました。

メンタリティマネジメント事業における設備投資は、89,646千円であります。その主なものは、ソフトウェアの開発等であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属 設備 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	ソフトウエ ア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	メンタリティマネ ジメント事業 他	事務所等	99,185	56,420	412,429	568,035	225(23)
アドバンテッジ 相談センター (東京都目黒区)	メンタリティマネ ジメント事業	カウンセリ ングルーム	21,292	816	-	22,109	15(6)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価格「ソフトウェア」は、ソフトウェア仮勘定を含んでおります。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

4. 上記金額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な改修

特記すべき事項はありません。

(3) 重要な設備の売却

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,500,000
計	36,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,234,600	17,234,600	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	17,234,600	17,234,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	2014年9月18日	2017年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2名 執行役員 2名 従業員 40名	取締役 1名
新株予約権の数(個)	429	671
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 85,800	普通株式67,100
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注2、3、5)	1株あたり546	1株あたり1,429
新株予約権の行使期間	自 2017年9月19日 至 2020年9月18日	自 2019年8月8日 至 2027年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注1、5)	発行価格 821 資本組入額 411	発行価格 2,191 資本組入額 1,096
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注)

1. 新株予約権の発行後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.(2)の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1)及び(2)に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下に準じて決定する。
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
以下に準じて決定する。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
5. 2017年2月16日開催の取締役会決議により、2017年4月1日付にて1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2018年6月22日開催定時株主総会決議

決議年月日	2018年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び使用人(人数は未定)
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式100,000株を上限とする(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定(注)2、3
新株予約権の行使期間	発行決議後2年を経過した日から8年間
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)

1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.(2)の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

以下に準じて決定する。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注1)	75,500	8,540,200	3,775	283,944	3,775	245,447
2017年4月1日 (注2)	8,540,200	17,080,400	-	283,944	-	245,447
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注1)	73,800	17,154,200	30,296	314,241	30,292	275,739
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注3)	80,400	17,234,600	33,004	347,245	33,004	308,744

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2017年4月1日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が8,540,200株増加しております。

3. 新株予約権の行使による増加(80,400株、資本金33,004千円、資本準備金33,004千円)であります。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	28	10	48	10	2,860	2,973	-
所有株式数 (単元)	-	13,669	3,737	645	25,118	24,585	104,529	172,283	6,300
所有株式数の割合 (%)	-	7.93	2.17	0.37	14.58	14.27	60.67	100	-

(注) 1. 自己株式300,530株は、「個人その他」に3,005単元含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、100単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
鳥越 慎二	東京都渋谷区	4,009,800	23.68
笹沼 泰助	東京都渋谷区	2,685,700	15.86
FOLSOM RICHARD LEE	東京都港区	1,346,300	7.95
フォルソム タ起子	東京都杉並区	1,040,000	6.14
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南二丁目15番1号 品川イ ンターシティA棟)	996,400	5.88
SIX SIS LTD RESIDENT INDIVIDUAL OF TOKYO (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	BASLERSTRASSE 100, 4600 OLTEN, SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	500,000	2.95
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	352,000	2.08
前波 範彦	東京都世田谷区	265,100	1.57
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地七丁目18番24号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	200,000	1.18
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	191,400	1.13
計	-	11,586,700	68.42

(注) 上記のほか当社所有の自己株式300,530株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,927,800	169,278	単元株式数 100株
単元未済株式	普通株式 6,300	-	-
発行済株式総数	17,234,600	-	-
総株主の議決権	-	169,278	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数100個が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社アドバンテ ッジリスクマネジメ ント	東京都目黒区上 目黒二丁目1番 1号	300,500	-	300,500	1.74
計	-	300,500	-	300,500	1.74

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2018年8月7日)での決議状況 (取得期間2018年8月9日～2018年11月9日)	300,000	400,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	300,000	315,698
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	84,301
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	21.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	21.1

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	30	34
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式は、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	300,530	-	300,530	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要事項の一つとして位置付けております。このような観点から、当社を取り巻く経営環境や以下の配当方針によって剰余金の配当等を決定することとしております。

配当につきましては、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案した上、連結配当性向25～30%程度を念頭に安定的・継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開に対応すべく、事業拡大や競争力強化のためのM&A、新規事業や新サービスの開発、事業拡大に対応した人材の確保、財務体質の強化等、有効な投資を実施してまいりたいと考えております。

当社は、配当の回数につきましては具体的な回数を定めておりませんが、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めており、配当を実施する場合には、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会での決議を必要としております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2019年6月25日定時株主総会決議	169,340	10.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針としております。その実現のために、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などを中心とした企業統治の体制を整備するとともに、内部統制システム及びリスク管理体制の一層の改善・整備を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めていきたいと考えております。

また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1) 当社の企業統治の体制の状況

当社は、監査役設置会社として、株主総会のほか以下の機関を設置しております。

取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、取締役5名(うち、社外取締役3名)、監査役3名(うち、社外監査役2名)の体制をとっております。取締役会は、経営の意思決定機関として、法令及び定款に基づく決議事項のほか中期経営計画及び年度計画の決定など取締役会規則に定められた事項を決定するとともに、取締役の職務の執行の状況を監督しております。原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役社長が、定款の定めにより、取締役会を招集し、議長に就任いたします。当社の取締役会の構成員は、後記の(2)「役員の状況」のとおり、鳥越慎二氏(代表取締役社長)、森光威文氏(取締役)、余田拓郎氏(独立社外取締役)、江幡真史氏(独立社外取締役)及び寺原真希子氏(独立社外取締役)の5名の取締役であります。また、監査役3名も出席しております。

取締役は、株主総会にて選任されます。取締役は、取締役会に出席して当社の意思決定に参画するほか、代表取締役を含む取締役の職務の執行を監督しております。当社では、上記のとおり、現在5名の取締役が就任しており、各事業の経営や喫緊の課題に精通した社内取締役2名(代表取締役1名を含む)と、これまでの豊富な経験及び幅広い見識を持ち、独立した立場から積極的な発言をいただける社外取締役3名で構成されております。

代表取締役は、取締役会において取締役の中から選定され、当社を代表して、業務執行しております。当社の代表取締役は、上記のとおり、鳥越慎二氏の1名であります。

当社は、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲による業務執行の迅速化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。当社の執行役員は、社長執行役員鳥越慎二氏(代表取締役社長兼務)、常務執行役員森光威文氏(取締役兼務)、執行役員廣瀬光紀氏、執行役員江原 徹氏、執行役員住田健介氏及び執行役員安原信之氏の6名であります。

監査役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、監査役3名(うち、社外監査役2名)の体制をとっております。監査役会は、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定、監査報告の作成などをしてしております。監査役会は、原則月1回開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、監査役会規則により、常勤監査役及び監査役会の議長(招集者兼務)を選定します。当社の監査役会の構成員は、後記の(2)「役員の状況」のとおり、堀越 直氏(常勤監査役、独立社外監査役)、縫田駿一氏(監査役)及び林 隆夫氏(社外監査役)の3名の監査役であります。

監査役は、株主総会において選任されます。監査役は、取締役会、監査役会等当社の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査計画に基づき会計及び業務執行の適法性について監査しております。

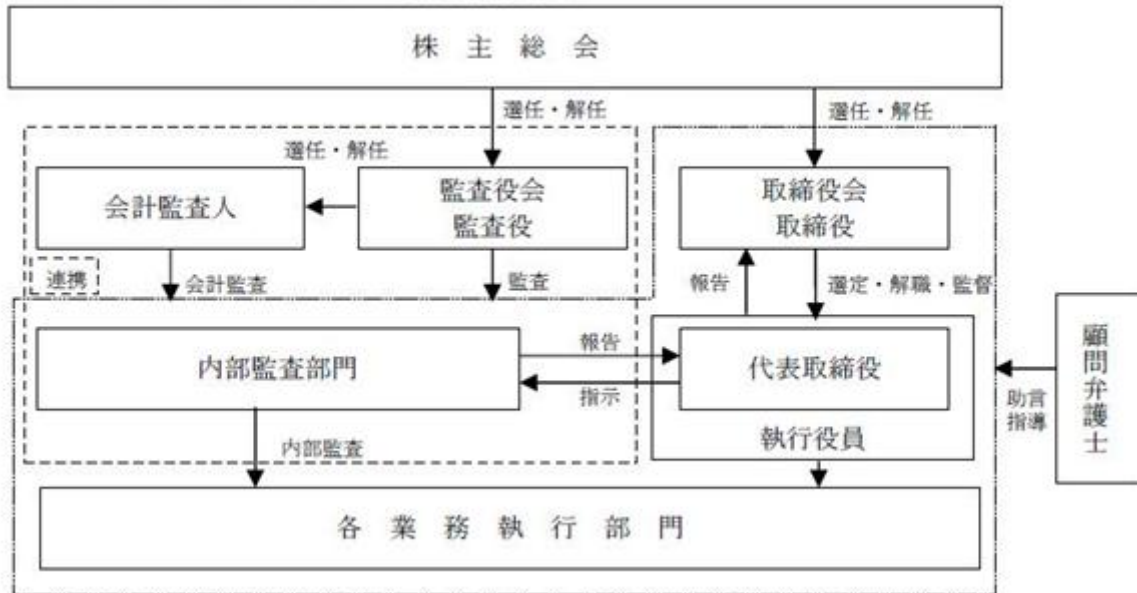
常勤監査役は、監査役会において監査役の中から選定されます。当社の常勤監査役は、上記のとおり、堀越 直氏の1名であります。

会計監査人は、監査役の承認の下、株主総会において選任されます。当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。また、会計監査人に正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

2) 当該体制を採用する理由

当社は、監査役設置会社であり、監査役3名中2名の社外監査役を選任し、客観的かつ中立的な立場からの経営の監査機能を確保するとともに、社外取締役3名を登用することにより、取締役会等において独立した立場から積極的な発言をいただき、業務執行を監督する取締役会の機能を強化しております。このように、経営からの独立性の高い監査・監督機能の充実に努めることが合理的であると判断し、現在の企業統治の体制を採用しております。

コーポレート・ガバナンス体制概要図



企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの状況

当社グループの内部統制システムは、後記のとおり、取締役会において内部統制システムに関する基本的な方針である業務の適正を確保するための体制について定めるとともに、内部監査部門により、その整備・運用状況の評価がなされ、改善事項の指摘・指導、改善事項の改善状況の確認を実施しております。また、顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合、適時に助言・指導を受けております。

当社は、2015年5月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を一部改正する決議をいたしました。改正後の内部統制システムに関する基本方針の内容は、以下のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針

1. 当社及び当社子会社（以下「ARMグループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) ARMグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。ARMグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針及び行動指針等に定める。
 - (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。
 - (3) 内部通報制度の利用を促進し、ARMグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実の早期発見、対策及び再発防止に努める。
 - (4) 取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。
 - (5) 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
 - (6) 内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講ずる。
 - (7) 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料と共に適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
3. ARMグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
 - (2) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うとともに全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講ずる。
 - (3) 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
 - (4) 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。
4. ARMグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
 - (2) 取締役会は、ARMグループの効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
 - (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (4) グループ全体の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一及び事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、グループ全体の適切な会議体を設置し、開催する。
 - (5) 連結ベースの事業計画に基づき、グループ全体の予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - (6) グループ全体の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。
5. ARMグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) ARMグループ各社は、ARMグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
 - (2) ARMグループに属する会社間の取引は、関係法令・企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。
 - (3) ARMグループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、グループ各社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。また、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、当社グループ全体として機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。

- (4) A R Mグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社での審議及び取締役会への付議を行う。
- (5) 内部監査部門は、A R Mグループ各社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施又は統括し、A R Mグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- (6) A R Mグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (7) A R Mグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。
- (2) 監査役職務を補助する使用人の人事については監査役会の同意を得る。また、監査役職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。
7. A R Mグループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制
- (1) A R Mグループ各社の取締役社長は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。
- (2) A R Mグループ各社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対し事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) A R Mグループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。
- (2) A R Mグループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。
- (3) A R Mグループの取締役は、上記のほか、当社の監査役職務の監査が実効的に行われるよう協力する。
9. 上記7. を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役へ報告を行ったA R Mグループの取締役及び使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

2) リスク管理体制の状況

当社のリスク管理体制は、上記内部統制システムに関する基本方針に基づき、経営管理部内にコンプライアンス専任の担当者を設置し、各業務がコンプライアンス上問題ないか定期的にチェックしております。また、顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合、適時に助言・指導を受けております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を可能にすることを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 社長執行役員 管理本部管掌 ミドルマーケット開発本部管 掌 内部監査部担当	鳥越 慎二	1962年8月 15日生	1986年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・イン コーポレイテッド入社 1994年10月 同社退職 1994年11月 (株)アドバンテッジパートナーズ(現アドバンテッ ジパートナーズLLP) パートナー 1995年1月 (株)アドバンテッジインシュアランスサービス代表 取締役社長 1999年3月 当社代表取締役社長 2004年3月 (株)フラッグアドバンテッジ(現(株)ARM総合研究 所)代表取締役社長(現任) 2004年9月 (株)アイ・ピー・コーポレーション代表取締役会長 2006年5月 (株)アイ・ピー・コーポレーション取締役会長 2006年6月 (株)アドバンテッジインシュアランスサービス取締 役会長 2007年10月 (株)フォーサイト取締役 2008年3月 (株)ライフバランスマネジメント取締役 2008年10月 当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任) 2011年11月 優励心(上海)管理諮詢有限公司董事	注3	4,009,800
取締役 常務執行役員 経営戦略本部管掌 メンタルヘルスケア部門管掌	森光 威文	1968年8月 8日生	1991年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・イン コーポレイテッド入社 2003年4月 同社マネジャー 2007年1月 同社パートナー 2016年6月 同社退社 2017年4月 当社入社、常務執行役員 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任)	注3	133,000
取締役 (社外取締役)	余田 拓郎	1960年8月 25日生	1984年4月 住友電気工業(株)入社 1995年4月 同社退職 1998年4月 名古屋市立大学経済学部専任講師 2000年4月 同大学助教授 2002年3月 同大学退任 2002年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授 2007年4月 同大学院経営管理研究科教授(現任) 2009年3月 (株)竹尾非常勤監査役(現任) 2011年6月 当社社外取締役(現任)	注3	-
取締役 (社外取締役)	江幡 真史	1955年8月 24日生	1980年4月 (株)ダイエー入社 1995年9月 (株)ダイエーオーエムシー(現(株)セディナ)出向 2000年5月 (株)ダイエー退職 2000年5月 (株)ダイエーオーエムシー(現(株)セディナ)取締役 2002年9月 (株)オーエムシーカード(社名変更現(株)セディナ) 取締役 2004年5月 同社常務取締役 2006年9月 同社代表取締役社長兼COO 2009年4月 (株)セディナ(合併)代表取締役副社長 2012年6月 同社取締役副会長 2013年6月 同社特別顧問 2013年6月 当社社外取締役(現任) 2015年6月 (株)セディナ特別顧問退任	注3	-
取締役 (社外取締役)	寺原 真希子	1974年12月 23日生	2000年4月 長島・大野・常松法律事務所入所 2003年4月 同所退所 2003年5月 銀座シテイ法律事務所入所 2005年5月 同所退所 2008年1月 メリルリンチ日本証券(株)入社 2010年8月 同社退社 2010年9月 榎本・寺原法律事務所(現弁護士法人東京表参道 法律事務所)共同パートナー(現任) 2018年6月 当社社外取締役(現任)	注3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (社外監査役)	堀越 直	1951年3月 21日生	1973年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行)入行 1981年9月 同行国際部副調査役 1986年5月 同行東京営業第一部部长代理 1990年7月 ドイツ長銀出向 1995年4月 同行マーケット管理部副部长 2001年5月 同行法人戦略本部次長 2005年2月 当社出向、当社監査役 2005年3月 同行退職 2005年3月 (株)アドバンテッジインシュアランスサービス監査役 2005年3月 (株)アイ・ビー・コーポレーション監査役 2006年6月 当社常勤監査役(現任) 2007年10月 (株)フォーサイト監査役 2008年3月 (株)ライフバランスマネジメント監査役 2009年9月 (株)フラッグアドバンテッジ(現(株)ARM総合研究所)監査役(現任)	注4	-
監査役	縫田 駿一	1946年3月 30日生	1968年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行)入行 1988年4月 同行ロンドン支店副支店長 1993年10月 同行本店法人営業第一部長 1998年6月 (株)長栄代表取締役社長 1999年6月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行)退職 1999年7月 (株)長栄アドバンテッジ取締役副会長 2003年9月 (株)アドバンテッジインシュアランスサービス取締役 2006年6月 当社監査役(現任)	注4	26,000
監査役 (社外監査役)	林 隆夫	1940年3月 16日生	1962年4月 日本軽金属(株)入社 1979年6月 同社監査室長 1990年8月 同社カーボンポネツ事業部管理担当部長 1992年6月 同社営業本部営業企画部長 1995年7月 同社管理本部総合企画部担当部長 1998年3月 日本ナショナル製罐(株)監査役 1999年4月 日本軽金属(株)参与 1999年6月 日本電極(株)監査役 1999年6月 日経熱交(株)監査役 2000年3月 日本軽金属(株)退職 2001年3月 日本ナショナル製罐(株)退任 2001年6月 理研軽金属工業(株)監査役 2005年6月 日本電極(株)退任 2005年6月 日経熱交(株)退任 2005年6月 理研軽金属工業(株)退任 2006年6月 当社監査役(現任)	注4	-
計					4,168,800

(注) 1. 取締役余田拓郎、江幡真史及び寺原真希子は社外取締役であります。

2. 監査役堀越 直及び林 隆夫は社外監査役であります。

3. 2018年6月22日開催定時株主総会の終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時まで。

4. 2018年6月22日開催定時株主総会の終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時まで。

5. 当社は、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
紅林 優光	1965年7月11日生	1989年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 1995年6月 同監査法人退社 1995年7月 太田昭和アーンストアンドヤング(株)(現EY税理士法人)入社 1999年9月 同社退社 1999年10月 紅林公認会計士事務所代表(現任) 2000年5月 (株)アクティス監査役(現任) 2001年2月 (株)東京リアルティ・インベストメント・マネジメント監査役(現任) 2017年8月 サイバーステップ(株)監査役(現任)	-

6. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。社外取締役以外の取締役2名は執行役員を兼務しております。また、取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は4名あり、廣瀬光紀、江原 徹、住田健介及び安原信之の各氏で構成されております。

社外取締役及び社外監査役について

- 1) 当社は、社外取締役を3名、社外監査役を2名それぞれ選任しております。
- 2) 当社は、高い独立性と専門的な知見に基づき、経営からの客観性・中立性を確保し、経営の監視機能を果たすことが、社外取締役及び社外監査役の機能及び役割と考えております。現在の社外取締役及び社外監査役は当該役割を十分に果たしており、当社として選任状況は適切であると認識しております。
- 3) 社外取締役は、取締役会への出席のほか、当社代表取締役とのミーティング等により、経営の監視機能の確保を図っております。
- 4) 常勤監査役に選定されている社外監査役は、取締役会への出席や、当社代表取締役との定期的なミーティング、重要な社内会議への参加、重要書類の閲覧、内部監査部門との情報共有・意思疎通、会計監査人との定期的なミーティング等、より事業活動に近い位置での監査実施に注力しており、経営の監視機能及び客観性・中立性の確保を図っております。
- 5) 社外取締役の選任において、経営に関する専門的な知見を有していること及び当社との関係において客観性・中立性を確保できることを考慮することにより、社外取締役の独立性を確保しております。また、社外監査役の選任において、財務・会計に関する相当程度の知見を有していること及び当社との関係において客観性・中立性を確保できることを考慮することにより、社外監査役の独立性を確保しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の資格を充たしており、このうち社外取締役3名及び社外監査役1名は、同取引所の独立役員に指定し、届け出ております。上記の選任方針と独立性に関する基準に照らし、当社の社外取締役及び社外監査役は当社との間に、人的関係、資本的關係及び取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役監査の組織は、監査役3名の体制をとっており、うち常勤監査役は1名であります。また、監査役会を設置しております。

監査役監査の人員は、以下のとおりであります。

- ・常勤監査役堀越 直氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）に1973年4月から2005年3月まで在籍し、通算32年にわたる銀行業務を通じて決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
- ・監査役縫田駿一氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）に1968年4月から1998年5月まで在籍し、通算31年にわたる銀行業務を通じ、さらに1998年6月から2003年8月まで株式会社長栄の代表取締役社長、株式会社長栄アドバンテッジの取締役副会長を歴任し、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
- ・監査役林 隆夫氏は、日本軽金属株式会社及びそのグループ企業に1962年4月から2005年6月まで在籍し、その間1979年6月から1999年4月までの間、通算11年にわたり同社監査室長を務めたほか、日本ナショナル製罐株式会社をはじめとして同社グループ企業4社の監査役の任に通算7年あり、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。

監査役会は、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定、監査報告の作成などをしております。また、監査役は、取締役会、監査役会等当社の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査計画に基づき会計及び業務執行の適法性について監査しております。監査役と代表取締役社長は定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。

監査役は、内部監査部門及び会計監査人と必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携し、監査の質的向上を図っております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査部門（2名）により、子会社を含む全部門を対象に業務活動全般に関し内部監査を実施するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を評価し、改善事項の指摘・指導を行い、改善が必要な事項については改善の進捗状況の確認を実施しております。監査役監査とは、監査方針及び監査計画を相互に説明、意見交換し、常勤監査役による内部監査関連の報告書閲覧、常勤監査役と会計監査人との定期的なミーティングへの同席等の方法により情報共有を図っております。

会計監査の状況

1) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2) 業務を執行した公認会計士

小野 英樹
石井 宏明

3) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他6名であります。

4) 監査法人の選定方針と理由

当社の会計監査業務において必要とされる専門性、独立性、品質管理体制、並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

5) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬の算出根拠等を検討した結果、適正な会計監査業務が実施されたと判断しております。

監査報酬の内容等

1) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	24	-	25	-
連結子会社	-	-	-	-
計	24	-	25	-

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務については、該当事項はありません。
 その他重要な報酬については、該当事項はありません。

2) 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案した上で定めております。

3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。

取締役の報酬等の総額は、2017年6月23日開催の第19回定時株主総会において年額250百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議いただいております。

また、監査役の報酬限度総額は、2006年6月29日開催の第8回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者は、取締役の報酬については、取締役会の決議に基づき代表取締役鳥越慎二氏であります、また、監査役の報酬については、監査役の協議によって決定しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2018年6月22日開催の取締役会において取締役の報酬につき代表取締役鳥越慎二氏への一任を決議しております。

役員区分ごとの報酬額の総額及び対象となる役員の員数

区分	支給人員	基本報酬
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3)	93百万円 (16)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	17 (13)
合計 (うち社外役員)	10 (5)	110 (29)

(注) 1. 上記には、2018年6月22日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります

2. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する投資株式を純投資目的の投資株式と区分し、それ以外の目的で保有する投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- 1) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

- 2) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	2,806
非上場株式以外の株式	-	-

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- 3) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,178,052	2,625,776
受取手形及び売掛金	670,838	704,789
保険代理店勘定	1,468,263	1,447,463
その他	121,377	120,940
流動資産合計	3,438,531	3,898,969
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	245,095	286,692
減価償却累計額	82,196	103,529
建物附属設備(純額)	162,898	183,163
工具、器具及び備品	188,027	204,258
減価償却累計額	133,727	143,191
工具、器具及び備品(純額)	54,299	61,066
有形固定資産合計	217,197	244,230
無形固定資産		
のれん	253,520	198,714
ソフトウェア	479,342	356,456
ソフトウェア仮勘定	8,129	55,972
契約関連無形資産	2,8527	2,1,672
その他	2,004	2,330
無形固定資産合計	751,524	615,146
投資その他の資産		
投資有価証券	2,806	2,806
敷金及び保証金	153,343	152,294
繰延税金資産	76,591	89,682
その他	8,186	11,790
投資その他の資産合計	240,927	256,574
固定資産合計	1,209,649	1,115,951
資産合計	4,648,181	5,014,921

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	170,000	170,000
未払法人税等	152,477	217,072
前受収益	660,943	686,806
保険料預り金	1,468,263	1,447,463
賞与引当金	163,175	178,123
その他	294,682	356,180
流動負債合計	1,909,542	2,055,647
固定負債		
資産除去債務	62,649	69,083
固定負債合計	62,649	69,083
負債合計	1,972,191	2,124,731
純資産の部		
株主資本		
資本金	314,241	347,245
資本剰余金	265,831	298,835
利益剰余金	2,033,332	2,493,802
自己株式	163	315,896
株主資本合計	2,613,241	2,823,986
新株予約権	62,748	66,203
純資産合計	2,675,989	2,890,190
負債純資産合計	4,648,181	5,014,921

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	4,482,585	4,897,563
売上原価	943,552	1,007,885
売上総利益	3,539,032	3,889,677
販売費及び一般管理費	2,719,592	2,961,234
営業利益	819,440	928,442
営業外収益		
受取配当金	1,822	75
受取保険金	6,300	-
未払配当金除斥益	243	153
その他	426	124
営業外収益合計	8,791	353
営業外費用		
支払利息	1,000	953
支払手数料	-	1,251
営業外費用合計	1,000	2,205
経常利益	827,231	926,590
税金等調整前当期純利益	827,231	926,590
法人税、住民税及び事業税	261,451	324,827
法人税等調整額	1,335	13,091
法人税等合計	262,786	311,736
当期純利益	564,444	614,854
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	564,444	614,854

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	564,444	614,854
包括利益	564,444	614,854
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	564,444	614,854
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	283,944	235,538	1,584,176	163	2,103,495
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	30,296	30,292			60,589
剰余金の配当			115,289		115,289
親会社株主に帰属する当期純利益			564,444		564,444
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	30,296	30,292	449,155	-	509,745
当期末残高	314,241	265,831	2,033,332	163	2,613,241

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	55,458	2,158,954
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)		60,589
剰余金の配当		115,289
親会社株主に帰属する当期純利益		564,444
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,290	7,290
当期変動額合計	7,290	517,035
当期末残高	62,748	2,675,989

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	314,241	265,831	2,033,332	163	2,613,241
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	33,004	33,004			66,008
剰余金の配当			154,383		154,383
親会社株主に帰属する当期純利益			614,854		614,854
自己株式の取得				315,733	315,733
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	33,004	33,004	460,470	315,733	210,745
当期末残高	347,245	298,835	2,493,802	315,896	2,823,986

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	62,748	2,675,989
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)		66,008
剰余金の配当		154,383
親会社株主に帰属する当期純利益		614,854
自己株式の取得		315,733
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,455	3,455
当期変動額合計	3,455	214,200
当期末残高	66,203	2,890,190

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	827,231	926,590
減価償却費	254,034	244,880
のれん償却額	56,906	54,805
受取利息及び受取配当金	1,824	76
支払手数料	-	1,251
支払利息	1,000	953
株式報酬費用	27,585	25,565
受取保険金	6,300	-
賞与引当金の増減額(は減少)	1,070	14,947
売上債権の増減額(は増加)	23,280	33,951
前受収益の増減額(は減少)	60,818	25,863
その他の資産の増減額(は増加)	17,691	7,030
その他の負債の増減額(は減少)	41,645	67,113
小計	1,135,764	1,320,913
利息及び配当金の受取額	1,824	76
保険金の受取額	1,800	-
利息の支払額	940	950
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	329,252	268,467
営業活動によるキャッシュ・フロー	809,196	1,051,571
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	135,939	70,630
無形固定資産の取得による支出	186,011	112,419
資産除去債務の履行による支出	3,478	-
敷金及び保証金の差入による支出	39,663	1,010
敷金及び保証金の回収による収入	1,229	7,641
投資活動によるキャッシュ・フロー	363,863	176,418
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	40,294	43,898
自己株式の取得による支出	-	316,985
配当金の支払額	115,552	154,342
財務活動によるキャッシュ・フロー	75,257	427,429
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	370,075	447,724
現金及び現金同等物の期首残高	1,807,976	2,178,052
現金及び現金同等物の期末残高	2,178,052	2,625,776

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

(株)ARM総合研究所

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用する関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、契約関連無形資産については、対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間(9～10年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、7～15年間で均等償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」69,208千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」76,591千円に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 保険代理店勘定及び保険料預り金

保険会社との代理店委託契約上、代理店が保険契約者から領収した保険料は、保険会社の所有物であり、同会社に帰属すると定められております。そのため、当社の財産と明確に区分するため、領収した保険料に関する口座残高を「保険代理店勘定」に、また対照勘定として、「保険料預り金」に計上しております。

2 無形資産

「契約関連無形資産」は、企業結合等において認識した無形資産のうち、ロイヤリティ契約に関連するものであります。

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	128,000千円	109,850千円
給与手当	825,515	965,039
賞与引当金繰入額	136,061	146,082
退職給付費用	11,368	13,036
業務委託費	415,637	434,677
のれん償却額	56,906	54,805

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1、2)	8,540,200	8,614,000	-	17,154,200
合計	8,540,200	8,614,000	-	17,154,200
自己株式				
普通株式(注1、3)	250	250	-	500
合計	250	250	-	500

(注) 1. 当社は2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加のうち8,540,200株は株式分割によるもの、73,800株は新株予約権の行使によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加250株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	45,705
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	17,043
合計		-	-	-	-	-	62,748

(注) 第6回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	115,289	13.5	2017年3月31日	2017年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	154,383	利益剰余金	9.0	2018年3月31日	2018年6月25日

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	17,154,200	80,400	-	17,234,600
合計	17,154,200	80,400	-	17,234,600
自己株式				
普通株式（注2）	500	300,030	-	300,530
合計	500	300,030	-	300,530

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加80,400株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加300,030株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加300,000株及び単元未満株式の買取りによる増加30株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	23,595
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	42,608
合計		-	-	-	-	-	66,203

(注) 第6回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	154,383	9.0	2018年3月31日	2018年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	169,340	利益剰余金	10.0	2019年3月31日	2019年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	2,178,052千円	2,625,776千円
現金及び現金同等物	2,178,052	2,625,776

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後3ヶ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、管理部門と営業部門が連携し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,178,052	2,178,052	-
(2) 受取手形及び売掛金	670,838	670,838	-
(3) 保険代理店勘定	468,263	468,263	-
(4) 敷金及び保証金	153,343	151,969	1,373
資産計	3,470,497	3,469,123	1,373
(1) 短期借入金	170,000	170,000	-
(2) 未払法人税等	152,477	152,477	-
(3) 保険料預り金	468,263	468,263	-
負債計	790,741	790,741	-

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,625,776	2,625,776	-
(2) 受取手形及び売掛金	704,789	704,789	-
(3) 保険代理店勘定	447,463	447,463	-
(4) 敷金及び保証金	152,294	152,294	-
資産計	3,930,324	3,930,324	-
(1) 短期借入金	170,000	170,000	-
(2) 未払法人税等	217,072	217,072	-
(3) 保険料預り金	447,463	447,463	-
負債計	834,535	834,535	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 保険代理店勘定

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

時価については、返還を受けると想定される将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払法人税等、(3) 保険料預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	2,806	2,806

「非上場株式」については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,178,052	-	-	-
受取手形及び売掛金	670,838	-	-	-
保険代理店勘定	468,263	-	-	-
合計	3,317,154	-	-	-

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,625,776	-	-	-
受取手形及び売掛金	704,789	-	-	-
保険代理店勘定	447,463	-	-	-
合計	3,778,029	-	-	-

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	170,000	-	-	-	-	-
合計	170,000	-	-	-	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	170,000	-	-	-	-	-
合計	170,000	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,806千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,806千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、2013年1月より確定拠出型の退職年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付費用(千円)	13,330	15,370

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上原価の株式報酬費用	110	-
一般管理費の株式報酬費用	27,475	25,565

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 執行役員 2名 従業員 40名	取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 258,000株	普通株式 67,100株
付与日	2014年10月1日	2017年8月25日
権利確定条件	付与日(2014年10月1日)以降、 権利確定日(2017年9月18日)ま で、継続して勤務していること。	付与日(2017年8月25日)以降、 権利確定日(2019年8月7日)ま で、継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 2014年10月1日 至 2017年9月18日	自 2017年8月25日 至 2019年8月7日
権利行使期間	自 2017年9月19日 至 2020年9月18日	自 2019年8月8日 至 2027年8月7日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	67,100
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	67,100
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	166,200	-
権利確定	-	-
権利行使	80,400	-
失効	-	-
未行使残	85,800	-

(注) 2017年4月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	546	1,429
行使時平均株価 (円)	1,012	-
付与日における公正な評価単価 (円)	275	762

(注) 2017年4月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の金額に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	50,016千円	54,600千円
未払事業税	9,543	13,746
資産除去債務	19,183	21,153
減損損失	1,052	472
その他	10,800	11,462
繰延税金資産合計	90,596	101,435
繰延税金負債		
契約関連無形資産	2,611	512
資産除去債務に対応する除去費用	11,393	11,240
繰延税金負債合計	14,004	11,752
繰延税金資産の純額	76,591	89,682

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
株式報酬費用	1.0	0.8
のれん償却	2.1	1.8
税額控除	2.5	-
その他	0.2	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.8	33.6

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所等の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年と見積り、割引率は0.0%～1.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	41,532千円	62,649千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	24,207	6,063
時の経過による調整額	341	371
資産除去債務の履行による減少額	3,432	-
期末残高	62,649	69,083

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門を基礎としたセグメントを、サービスの内容が概ね類似する「メンタリティマネジメント事業」、「就業障がい者支援事業」及び「リスクファイナンス事業」の3つに集約し報告セグメントとしております。

「メンタリティマネジメント事業」は、ストレスチェックからカウンセリング、組織分析、その後のソリューションまでパッケージで提供するメンタルヘルスケア事業と、ストレス耐性とEQを軸とした採用適性検査、及びEQ検査や研修を活用した人材育成・組織活性化プログラムを提供する採用・EQソリューション事業を行っております。「就業障がい者支援事業」は、GLTD(団体長期障害所得補償保険)に関する総合的なサービスを提供しており、保険商品の販売のみならず、制度設計・提案・コンサルティング、復職支援、退職者管理までを含めた専門的なノウハウと付帯サービスを提供しております。「リスクファイナンス事業」は、主に企業等に勤務する個人を対象に、がん保険等の個人向け保険を販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	3,275,436	848,593	358,555	4,482,585
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	3,275,436	848,593	358,555	4,482,585
セグメント利益	872,012	379,704	296,150	1,547,868
セグメント資産	1,111,624	908,027	71,307	2,090,959
その他の項目				
減価償却費	180,435	8,526	2,859	191,821
のれんの償却額	56,906	-	-	56,906
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	220,316	10,530	-	230,847

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	3,625,870	930,809	340,884	4,897,563
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	3,625,870	930,809	340,884	4,897,563
セグメント利益	994,573	380,842	281,770	1,657,186
セグメント資産	974,376	935,728	57,625	1,967,729
その他の項目				
減価償却費	186,833	6,508	-	193,341
のれんの償却額	54,805	-	-	54,805
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	89,646	29,100	-	118,746

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,482,585	4,897,563
連結財務諸表の売上高	4,482,585	4,897,563

(単位:千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,547,868	1,657,186
全社費用(注)	728,428	728,744
連結財務諸表の営業利益	819,440	928,442

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等の販売費及び一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,090,959	1,967,729
全社資産(注)	2,557,221	3,047,191
連結財務諸表の資産合計	4,648,181	5,014,921

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金及び管理部門等に係る資産等であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	191,821	193,341	62,213	51,538	254,034	244,880
のれんの償却額	56,906	54,805	-	-	56,906	54,805
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	230,847	118,746	116,176	81,446	347,023	200,193

(注) 減価償却費の調整額は、本社建物附属設備等共有資産の減価償却費であり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、管理部門等への設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
外部顧客への売上高	3,275,436	848,593	358,555	4,482,585

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東京海上日動火災保険株式会社	489,382	就業障がい者支援事業

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
外部顧客への売上高	3,625,870	930,809	340,884	4,897,563

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東京海上日動火災保険株式会社	539,004	就業障がい者支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
当期償却額	56,906	-	-	56,906
当期末残高	253,520	-	-	253,520

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
当期償却額	54,805	-	-	54,805
当期末残高	198,714	-	-	198,714

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （百万円）
役員	神谷 学	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 1.0	新株予約権 の行使	新株予約権 の行使	11,902	-	-
役員	山本麻理	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.3	新株予約権 の行使	新株予約権 の行使	6,552	-	-

（注）1．上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

2．2014年9月18日取締役会決議に基づく第5回新株予約権の権利行使であり、払込金額は1株につき546円（2017年4月1日付の株式分割後の金額）であります。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	152.34円	166.76円
1株当たり当期純利益	33.02円	36.15円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	32.80円	36.00円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	564,444	614,854
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	564,444	614,854
普通株式の期中平均株式数(株)	17,095,849	17,007,302
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	114,932	70,078
(うち新株予約権(株))	(114,932)	(70,078)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	第6回新株予約権 671個	第6回新株予約権 671個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	170,000	170,000	0.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	170,000	170,000	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,119,407	2,259,253	3,582,084	4,897,563
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	159,846	296,150	604,956	926,590
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(千円)	103,659	191,247	398,009	614,854
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	6.04	11.18	23.37	36.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	6.04	5.13	12.24	12.81

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,141,077	2,584,195
売掛金	670,838	704,789
保険代理店勘定	¹ 468,263	¹ 447,463
仕掛品	29,358	26,502
原材料及び貯蔵品	7,944	14,070
前払費用	50,305	58,815
未収入金	³ 24,037	³ 21,567
その他	14,009	4,456
流動資産合計	3,405,834	3,861,862
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	162,898	183,163
工具、器具及び備品	54,299	61,066
有形固定資産合計	217,197	244,230
無形固定資産		
のれん	253,520	198,714
商標権	489	815
ソフトウェア	479,342	356,456
ソフトウェア仮勘定	8,129	55,972
契約関連無形資産	² 8,527	² 1,672
その他	1,514	1,514
無形固定資産合計	751,524	615,146
投資その他の資産		
投資有価証券	2,806	2,806
関係会社株式	13,586	13,586
敷金及び保証金	153,343	152,294
長期前払費用	8,176	11,780
繰延税金資産	75,884	88,830
その他	10	10
投資その他の資産合計	253,807	269,308
固定資産合計	1,222,529	1,128,685
資産合計	4,628,363	4,990,547

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	170,000	170,000
未払金	141,843	175,163
未払費用	3 79,757	3 87,538
未払法人税等	152,111	216,007
未払消費税等	49,140	68,945
前受収益	660,943	686,806
預り金	28,582	29,463
保険料預り金	1 468,263	1 447,463
賞与引当金	161,405	176,135
その他	600	794
流動負債合計	1,912,647	2,058,318
固定負債		
資産除去債務	62,649	69,083
固定負債合計	62,649	69,083
負債合計	1,975,296	2,127,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	314,241	347,245
資本剰余金		
資本準備金	275,739	308,744
資本剰余金合計	275,739	308,744
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,000,501	2,456,848
利益剰余金合計	2,000,501	2,456,848
自己株式	163	315,896
株主資本合計	2,590,319	2,796,941
新株予約権	62,748	66,203
純資産合計	2,653,067	2,863,144
負債純資産合計	4,628,363	4,990,547

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	1,492,935	1,911,423
売上原価	943,552	1,007,885
売上総利益	3,549,382	3,903,537
販売費及び一般管理費	2,733,792	2,980,541
営業利益	815,589	922,995
営業外収益		
受取配当金	1,822	75
受取保険金	6,300	-
未払配当金除斥益	243	153
その他	420	124
営業外収益合計	8,786	352
営業外費用		
支払利息	1,000	953
支払手数料	-	1,251
営業外費用合計	1,000	2,205
経常利益	823,375	921,143
税引前当期純利益	823,375	921,143
法人税、住民税及び事業税	260,641	323,358
法人税等調整額	1,666	12,945
法人税等合計	262,308	310,412
当期純利益	561,067	610,730

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	369,252	39.1	405,434	40.2
経費	2	574,300	60.9	602,451	59.8
当期売上原価		943,552	100.0	1,007,885	100.0

(注) 1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与手当(千円)	260,461	290,950
賞与(千円)	19,662	19,781
法定福利費(千円)	47,552	51,677
賞与引当金繰入額(千円)	26,006	30,270

2 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
減価償却費(千円)	127,655	127,932
業務委託費(千円)	349,290	378,339

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	283,944	245,447	245,447	1,554,723	1,554,723	163	2,083,951
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	30,296	30,292	30,292				60,589
剰余金の配当				115,289	115,289		115,289
当期純利益				561,067	561,067		561,067
自己株式の取得							-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	30,296	30,292	30,292	445,778	445,778	-	506,368
当期末残高	314,241	275,739	275,739	2,000,501	2,000,501	163	2,590,319

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	55,458	2,139,409
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		60,589
剰余金の配当		115,289
当期純利益		561,067
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,290	7,290
当期変動額合計	7,290	513,658
当期末残高	62,748	2,653,067

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	314,241	275,739	275,739	2,000,501	2,000,501	163	2,590,319
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	33,004	33,004	33,004				66,008
剰余金の配当				154,383	154,383		154,383
当期純利益				610,730	610,730		610,730
自己株式の取得						315,733	315,733
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	33,004	33,004	33,004	456,347	456,347	315,733	206,622
当期末残高	347,245	308,744	308,744	2,456,848	2,456,848	315,896	2,796,941

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	62,748	2,653,067
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		66,008
剰余金の配当		154,383
当期純利益		610,730
自己株式の取得		315,733
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,455	3,455
当期変動額合計	3,455	210,077
当期末残高	66,203	2,863,144

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品.....個別法による原価法

貯蔵品.....移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、契約関連無形資産については、対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間(9～10年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、7～15年間で均等償却を行っております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 保険代理店勘定及び保険料預り金

保険会社との代理店委託契約上、代理店が保険契約者から領収した保険料は、保険会社の所有物であり、同会社に帰属すると定められております。そのため、当社の財産と明確に区分するため、領収した保険料に関する口座残高を「保険代理店勘定」に、また対照勘定として、「保険料預り金」に計上しております。

2 無形資産

「契約関連無形資産」は、企業結合等に際して認識した無形資産のうち、ロイヤリティ契約に関連するものであります。

3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他に次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	4,278千円	4,473千円
短期金銭債務	6,862	7,662

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	10,350千円	13,860千円
その他営業取引の取引高	31,552	42,240

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度23%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度77%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	128,000千円	109,850千円
給与手当	812,561	948,972
福利厚生費	200,721	228,476
地代家賃	136,809	169,531
賞与引当金繰入額	135,398	145,864
減価償却費	128,285	116,947
のれん償却額	56,906	54,805
業務委託費	415,637	434,677
専門家報酬	68,551	69,807

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式13,586千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式13,586千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年 3月31日)	当事業年度 (2019年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	49,422千円	53,932千円
未払事業税	9,523	13,665
資産除去債務	19,183	21,153
減損損失	1,052	472
その他	10,708	11,358
繰延税金資産合計	89,889	100,582
繰延税金負債		
契約関連無形資産	2,611	512
資産除去債務に対応する除去費用	11,393	11,240
繰延税金負債合計	14,004	11,752
繰延税金資産の純額	75,884	88,830

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年 3月31日)	当事業年度 (2019年 3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
株式報酬費用	1.0	0.8
のれん償却	2.1	1.8
税額控除	2.5	-
その他	0.3	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.9	33.7

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物附属設備	245,095	41,597	-	21,332	286,692	103,529
	工具、器具及び備品	188,027	34,830	18,598	27,762	204,258	143,191
	計	433,122	76,428	18,598	49,095	490,951	246,721
無形固定資産	のれん	880,893	-	-	54,805	880,893	682,178
	商標権	3,710	520	762	194	3,469	2,653
	ソフトウェア	1,404,609	67,272	179,442	188,735	1,292,438	935,982
	ソフトウェア仮勘定	8,129	55,972	8,129	-	55,972	-
	契約関連無形資産	61,694	-	-	6,854	61,694	60,021
	その他	1,514	-	-	-	1,514	-
	計	2,360,552	123,764	188,334	250,590	2,295,982	1,680,836

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	メンタルヘルスケアシステム	52,636千円
ソフトウェア仮勘定	メンタルヘルスケアシステム	36,422千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	メンタルヘルスケアシステム	177,042千円
--------	---------------	-----------

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額で記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	161,405	176,135	161,405	176,135

(注) 賞与引当金の計上理由及び金額の算定方法については、重要な会計方針に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL (http://www.armg.jp/ir/koukoku.html)
株主に対する特典	3月末日現在の株主名簿に記載された100株以上保有の株主に対し、当社取扱商品『アドバンテッジタフネス』の1年間無料利用IDとパスワードの発行

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第20期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月22日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第21期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月7日関東財務局長に提出

第21期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月6日関東財務局長に提出

第21期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月5日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

2018年9月14日、2018年10月5日、2018年11月13日及び2018年12月11日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月25日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 宏明 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 宏明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2018年4月1日から2019年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。